

議案第142号

世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定
上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の
特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定に基づき、本
案を提出する。

世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

地方公共団体の特定の手続の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定する。

1 指定する郵便局の名称及び所在地

名称	所在地
成城郵便局	東京都世田谷区成城八丁目30番25号
世田谷郵便局	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号
玉川郵便局	東京都世田谷区等々力八丁目22番1号
千歳郵便局	東京都世田谷区経堂一丁目40番1号

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、個人番号カード記録事項の変更に伴う届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び個人番号カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じた後の返還に係る個人番号カードの引渡し、個人番号カードの紛失に伴う届出の受付並びに有効期間満了に伴う個人番号カードの返納の受付に関する事務
- (4) 法第2条第9号に規定する個人番号カードの交付に当たり、世田谷区長が電子情報処理組織（世田谷区長の使用に係る電子計算機と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像

と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって行う本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡等に関する事務

3 指定期間

令和8年2月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当該指定期間満了の3箇月前までに、世田谷区及び当該事務の委託先である日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。